

議案第五十三号

三朝町水道事業等の設置に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業等の設置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十五日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町水道事業等の設置に関する条例の一部を改正する

条例

三朝町水道事業等の設置に関する条例（昭和四十三年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 給水区域は、三朝町の区域内とする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

別表を削る。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。